

国民健康保険税改定のお知らせ

令和6年度の国民健康保険税につきまして、次のとおり税率等の改定を行いましたので、お知らせします。

○国民健康保険税率の改定

愛知県が市町村に示す標準保険税率を参考に、国民健康保険税率を改定しました。

区 分	医療給付費分※1		後期高齢者支援金等分※2		介護納付金分※3	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
所得割	6.35%	6.91%	2.53%	2.66%	2.31%	改定なし
均等割	27,000円	29,600円	10,200円	11,500円	11,800円	改定なし
平等割	17,700円	改定なし	6,600円	改定なし	6,000円	改定なし

※1 被保険者の医療費に充てられます。 ※2 後期高齢者医療制度の支援金に充てられます。

※3 介護保険料にあたるもので、40歳以上65歳未満の被保険者にご負担いただきます。

○課税限度額の改定

国の基準にあわせ、後期高齢者支援金等分の課税限度額を引き上げました。

	令和5年度	令和6年度	引上げ額
医療給付費分	65万円	改定なし	—
後期高齢者支援金等分	22万円	24万円	2万円
介護納付金分	17万円	改定なし	—
合 計	104万円	106万円	2万円

○保険税軽減適用基準の改定

国の基準にあわせ、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げました。

7割軽減	改定なし	前年の合計所得金額が、【43万円+10万円×(給与所得者等の数 ^{※1} −1)】以下の世帯
5割軽減	令和5年度	前年の合計所得金額が、【43万円+(29万円×世帯の被保険者数 ^{※2})+10万円×(給与所得者等の数 ^{※1} −1)】以下の世帯
	令和6年度	前年の合計所得金額が、【43万円+(29.5万円 ×世帯の被保険者数 ^{※2})+10万円×(給与所得者等の数 ^{※1} −1)】以下の世帯
2割軽減	令和5年度	前年の合計所得金額が、【43万円+(53.5万円×世帯の被保険者数 ^{※2})+10万円×(給与所得者等の数 ^{※1} −1)】以下の世帯
	令和6年度	前年の合計所得金額が、【43万円+(54.5万円 ×世帯の被保険者数 ^{※2})+10万円×(給与所得者等の数 ^{※1} −1)】以下の世帯

※1 給与所得者等は給与所得者及び公的年金等に係る所得者をいいます。

※2 世帯の被保険者数には国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方も含みます。

- ・国民健康保険の税率に関すること

 <https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/hoken/kenkouhokenn/1007214>

- ・国民健康保険税の軽減に関すること

 <https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/hoken/kenkouhokenn/1007218>



税率



軽減

問合先 保険医療課 ☎444・3168 FAX443・3555